

第 44 回静岡県男女共同参画会議

日 時：令和 4 年 2 月 4 日（金）午前 10 時～正午

場 所：静岡県庁別館 9 階 特別第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 委員長、副委員長の選出

3 議 事

(1) 第 3 次静岡県男女共同参画基本計画の推進について

(2) 県パートナーシップ宣誓制度の導入について

<配布資料>

1 第 3 次静岡県男女共同参画基本計画関連

資料 1-1 令和 3 年度「男女共同参画に関する県民意識調査結果」の概要

資料 1-2 第 3 次静岡県男女共同参画基本計画の成果指標に係る目標値の変更

参考資料 1-1 令和 3 年度男女共同参画に関する県民意識調査結果[ダイジェスト版]

配布冊子 第 3 次静岡県男女共同参画基本計画（ダイジェスト版）

パートナーとの今と未来を創造する「家事シェアリング」

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

2 パートナーシップ制度関連

資料 2-1 静岡県パートナーシップ宣誓制度（案）の概要

資料 2-2 制度の主要な論点整理

参考資料 2-1 県制度案と県内市町制度との比較

参考資料 2-2 パートナーシップ制度の類型比較

参考資料 2-3 他県制度一覧

参考資料 2-4 関係者ヒアリング結果

参考資料 2-5 交流会参加者アンケート結果

参考資料 2-6 制度利用者アンケート結果（千葉市）

参考資料 2-7 利用できる民間サービスの例

参考資料 2-8 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック

第11期静岡県男女共同参画会議委員名簿

任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日

No.	氏名	職業又は役職名	備考	
1	いけや せいいち 池谷 晴一	小山町長	新任	欠席
2	いしやま れいこ 石山 玲子	厚生労働省 静岡労働局雇用環境・均等室長	再任	
3	おおむら みちよ 大村 美智代	一般社団法人ここみ代表理事	新任	
4	おおもり ゆき 大森 友希	連合静岡 副会長	再任	
5	おちあい みえこ 落合 美恵子	特定非営利活動法人御前崎災害支援ネットワーク代表	新任	Web
6	かまの じゅんこ 鎌野 順子	一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会副会長	新任	
7	かわうち じゅうろう 川内 十郎	静岡新聞社編集局次長	新任	Web
8	くぼ たかし 久保田 崇	掛川市長	新任	欠席
9	こくぼ あきこ 国保 祥子	静岡県立大学経営情報学部准教授	新任	Web
10	しらい けいこ 下位 桂子	特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議 代表理事	再任	
11	しらい ちあき 白井 千晶	静岡大学人文社会科学部社会学科教授	再任	
12	すずき けんすけ 鈴木 憲介	株式会社東海医療器械 代表取締役	新任	
13	せりざわ ゆきえ 芹澤 幸恵	公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会 理事長	再任	
14	たけだ まりこ 武田 麻里子	長泉町立長泉小学校校長	再任	Web
15	たなか ひでゆき 田中 秀幸	静岡県中小企業団体中央会専務理事	再任	欠席
16	つねとも ひとし 恒友 仁	一般財団法人静岡経済研究所 常務理事	再任	
17	とよだ ひろこ 豊田 浩子	袋井商工会議所 副会頭	再任	Web
18	ふなと しゅういち 船戸 修一	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	新任	Web
19	ふるはた けいこ 古畑 恵子	弁護士	再任	Web
20	まつなが のりゆき 松永 憲之	一般社団法人静岡県経営者協会事務局長	新任	

(五十音順 敬称略)

静岡県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成 13 年 7 月 24 日公布
静岡県条例第 46 号

第 2 章 男女共同参画の推進に関する総合的対策 (基本計画の策定)

第 7 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 3 章 静岡県男女共同参画会議 (設置及び所掌事務)

第 14 条 県に、静岡県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第 7 条第 3 項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第 11 条第 1 項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第 15 条 参画会議は、知事が任命する委員 20 人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 16 条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

静岡県男女共同参画会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県男女共同参画推進条例（平成13年静岡県条例第46号）第16条の規定に基づき、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女共同参画を推進する団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他知事が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 参画会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、参画会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 参画会議に部会を置くことができる。

(会議)

第5条 参画会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 参画会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、参画会議に関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 参画会議の庶務は、くらし・環境部県民生活局男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。